

平成28年 決算特別委員会〔知事総括質疑〕開催状況

開催年月日 平成28年11月11日(金)  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 天下り等について</b>  <b>(一) 天下り要綱違反について</b>  <b>1 実態についての知事の認識</b>                      今回、分科会審議の中で、道の適用団体に4人もの元道幹部職員が年齢制限を超えて在職し、そのうち3人は団体からのいわゆる「渡り鳥」であったことが分かりました。知事はこのことをどう受け止めますか。</p> <p><b>1-再 実態についての知事の認識(1)</b>                      部も認めているわけですが、この年齢制限超えというのはいくらかの事情があったとしても、これやってはいけないことですよ。2015年度以前もこの年齢制限超えというのはこの団体であったのでしょうか。</p> <p><b>1-再 実態についての知事の認識(2)</b>                      ルール違反が常態化していたと言うことですが、これまでに議論の中で、なくなったはずではなかったですか。</p> <p><b>2 天下り採用について</b>                      年齢制限超えをやめるといふ風に知事はおっしゃっていたはずですよ。                      今回の要綱違反者はすべて経済部のOBです。同じ経済部所管の「北海道中小企業団体中央会」が、経産省の補助事業で募集する職員に採用された、逆指名をしたような状態なんですけど、募集者全体の約4割が道のOBが占めるということになっています。道民から道職員OBが優遇されていると受け止められても仕方ないのではないのでしょうか。</p> <p><b>3 再発防止について</b>                      身内を逆指名するような「天渡り」というのは、今回初めてわかった訳です。国の事業での採用者の多くが道職員OBで、しかも道自身が定めた再就職要綱の違反者だということは非常に重大です。                      知事の責任も問われかねません。これまででも要綱違反が起こる度に再発防止を約束してきた訳ですけども、今回のような事例を今後どう防ぐつもりなのか。                      また、職員の採用にあたっては、一般の道民を最優先し、道職員は最小限にすべきと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p><b>(知事)</b>                      年齢制限を超える道職員の再就職についてですが、北海道中小企業団体中央会では、国の補正予算で措置されたものづくり支援の事業の実施にあたって、一定期間で、大量の業務を処理するため、経理や財務、補助金業務に相応の知識と経験を有する職員を採用する必要があり、関係団体や民間企業の経験者のほか、他の団体からの再就職者も含め、元道職員を採用したところであります。                      こうした中、当該団体においては、この採用が国の補正予算に基づく一時的な委託事業実施のための臨時的な雇用であり、要綱の適用外と考え、採用を行ったため、結果として、65歳を超える元道職員が含まれていたと報告を受けているところであります。</p> <p><b>(知事)</b>                      平成27年度以前の年齢制限を超える再就職についてですが、ものづくり支援事業の実施に当たっては、平成25年度は1名、26年度は2名が雇用されていたものと報告を受けているところであります。</p> <p><b>(知事)</b>                      中小企業団体中央会における雇用についてでございますが、道中央会においては、この採用が国の補正予算に基づく一時的な委託事業実施のための臨時的な雇用であり、要綱の適用外と考え、採用を行ったものと報告を受けているところであります。</p> <p><b>(知事)</b>                      中小企業団体中央会における雇用についてでございますが、国の補正予算で措置された、当該事業については、一時的な委託事業であり、一定期間で大量の業務を処理する必要があったことから、まずは関係団体や民間企業等の経験者を採用したところでありますが、必要な人数が確保できなかったことから、補助金業務の経験のある元道職員に個別に依頼をし、臨時的な雇用として採用したものと報告を受けているところであり、その適切な措置について、当該団体に対し、要請をいたしたところであります。</p> <p><b>(知事)</b>                      職員の再就職についてでございますが、道では、北海道中小企業団体中央会に対しては、道の所管部が直接訪問をし、要綱の趣旨の徹底を求めたところであり、また、同中央会以外の、要綱適用団体について、あらためて確認を行った結果、在職期間の制限を超える再就職者はいなかったところであります。                      団体の人材確保にあたっては、要綱の趣旨を踏まえながら、それぞれの団体が、適切な方法により、採用が行われていくものと考えているところであり、道としては、今後、この度のようなことがないように、要綱を厳格に運用し、各所管部や各団体において適切に遵守されるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(二) 天下りの指定席について</b></p> <p><b>1 指定席の実態と経過について</b>          天下りの指定席について、次、伺います。          道の再就職要綱の適用団体に、三代以上に渡って、元道幹部職員が天下っている「指定席」と言われているその団体は、どこか、知事の認識を伺います。          2012年度には7団体だったわけですが、指定席が見えなくなっている団体がございませう。          それはどこか、またその理由は何か、伺いたいと思ひます。</p> <p><b>2 天下り指定席の必要性等について</b>          要綱の適用外となることで、道民の目の前から指定席が消されたわけだ。消えた指定席と言えども、土地開発公社においては、現職の特別職が兼務して、これまでどおり、支障なく事業運営が行われていると聞いております。          天下りの理事長がいなくても、差し障りがなひ。このように考えますが知事はいかがお考えでしょうか。          また、他の団体においても、天下り指定席が必要だと思ひますのでしたら、その理由も併せて伺いたいと思ひます。</p> <p><b>3 天下り指定席の廃止について</b>          現職の道の幹部というのは、公営企業管理者だけではなくて優秀な方、たくさんいらっしやると思ひます。兼職のできるのであれば、天下りの理事長の指定席というのは解消していくことが必要だと考えられます。道民から理解を得られるように、考えていく必要があるのではないかと考えるわけだ。          指定席は実際に減っているわけではなくて、消えてしまったというだけの、隠したと言われてもいいような、そうしたことになっておりますので、この際、天下りの指定席は廃止して、兼職でもできるのであれば、そうした方法も考えながら解消に向けて取り組むことを提案したいと思ひますが、知事の見解を伺って、私の質問を終わります。</p>	<p><b>(知事)</b>          団体への再就職の状況についてであります。道の退職管理要綱の適用団体の中で、三代以上に渡って、元道職員が団体の長に就任している団体は、現時点では、北海道青少年育成協会、北海道中小企業総合支援センター、北海道建設技術センターの3団体となっているところであり、平成24年度時点では、7団体であったところであり、その後、北海道森林整備公社、北海道農業公社、北海道障害者スポーツ振興協会の3団体については、道からの補助金や出資金の割合が、要綱の適用基準を下回るなどしたこと、また、北海道土地開発公社については、理事長に、公営企業管理者を任用したこと、要綱の適用外となったところでありませう。</p> <p><b>(知事)</b>          土地開発公社の運営などについてであります。公社が円滑な事業運営を行うため、理事長には、これまでも経験や見識等を考慮をし、適任者を任命してきているところであり、今回については、公営企業管理者を兼務させたところでありませう。          他の団体におきましても、道職員の再就職については、職員として長年培われてきた知識、経験などを個別に考慮された結果として、個々の採用に至っているものと認識をいたします。</p> <p><b>(知事)</b>          団体への再就職についてであります。道職員の再就職については、職員として長年培われてきた知識、経験などを個別に考慮された結果として、個々の採用に至っているものと認識するものであり、道といたしましては、本年度から、罰則規定のある「働きかけの禁止」や、「再就職の届出の義務付け」と「その公表」などについて定めたところであり、法と条例、要綱に基づく、新たな退職管理制度を厳格に運用し、公務の公平性と透明性の確保に努めてまいります。</p>